

# 平成28年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成28年6月23日（木）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時27分

【場所】 教育文化会館 第4会議室

## 【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 中本 賢

委員 小原 良

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 前田 博明

## 【欠席委員】

委員 濱谷 由美子

## 【出席職員】

教育次長 西 義行

教育改革推進担当理事 佐藤 裕之

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤 成司

総務部長 小椋 信也

教育環境整備推進室長 丹野 典和

職員部長 山田 秀幸

学校教育部長 小田嶋 満

中学校給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 野本 宏一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

生涯学習推進課長 池之上 健一

生涯学習推進課課長補佐 末木 琢郎

教職員課担当課長 佐藤 茂樹

指導課長 渡辺 英一

指導課担当課長 高井 健次

こども未来局青少年支援室担当課長

前田 忠夫

指導課担当課長 増田 亨

指導課指導主事 高山 深紀世

文化財課長 服部 隆博

文化財課担当係長 栗田 一生

庶務課課長補佐 武田 充功

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

## 【署名人】

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 中本 賢

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、濱谷委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日の日程はお手元に配布したとおりでございますが、議事の都合上、順番を入れ替えさせていただきますので、御了承願います。

## 2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

## 3 会議録の承認

【渡邊教育長】

4月の定例会、臨時会、及び5月の臨時会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように承認いたします。

なお、修正等ございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

## 4 傍聴（傍聴者 5名）

【渡邊教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

## 5 非公開案件

### 【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、

報告事項 No.1 及び 議案第 27 号 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

また、議案第 28 号 は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

### 【各委員】

<了承>

### 【渡邊教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第 28 号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 6 署名人

### 【渡邊教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第 15 条により、吉崎委員と中本委員にお願いをいたします。

## 7 請願審議

請願第 1 号 県立川崎図書館の市内存続に関する川崎市議会議決の「県への意見書」に添った内容の実現を求める請願について

### 【渡邊教育長】

それでは、最初に請願審議に入ります。

「請願第 2 号 県立川崎図書館の市内存続に関する川崎市議会議決の「県への意見書」に添った内容の実現を求める請願について」これにつきまして審議を行ってまいります。

はじめに、請願者の方が陳述を希望されていらっしゃいますので、ここでお願いしたいと思います。

請願者の方、どうぞ前のほうにお願いいたします。

それでは、ただいまから 10 分程度でよろしくお願いいたします。では、どうぞお話しください

い。

### 【請願者】

私は、「川崎の文化と図書館を発展させる会」の会員で、15年来、新聞記事データベースで紙芝居の動向を研究しているものです。かつては図書館員でありました。そんなこともありまして、図書館につきましてぜひ皆様に御理解をいただきながら、川崎にこれを残していただきたいと切なる希望で申し上げたいと思っております。この度、御審議いただく機会を与えていただきまして誠にありがとうございました。

教育委員の皆様は御存知のとおり、川崎市議会の3月18日の本会議におきまして、吉沢章子総務常任委員長の報告に基づき、昨秋、請願いたしました私どもの「川崎の宝県立川崎図書館を川崎市に残し活かすことについての請願」について、総員一致で「趣旨採択」され、併せて本日の意見書が採択されました。

これは、川崎市議会が川崎市民を始め、利用者や県民、全国の研究者、図書館関係者などの切実な要望に耳を傾け、県立川崎図書館の市内の存続を求める願いに応えていただいた結果でございます。議員の皆様には、県立川崎図書館を御見学いただき、研修もされ、また審議では約1時間半にも及び、政党を問わずそれぞれの議員の所感をお出し頂いた上での結論でございました。この審議に至るまでの真摯な取り組みと開かれた市議会運営につきまして、傍聴しておりました私どもも、大きな感銘を受けましたことを付け加えさせていただきます。

既に、「趣旨採択」及び「意見書」は、県知事及び県教育長様に送付されておりますと、4月7日に改めての請願をお出ししましたときにお知らせはいただいたのですが、その後まだ調整がつかないということで御連絡をいただいて、岩崎市議より川崎市に、県立川崎図書館を残すことを求めて、再編の方向につきましては再考をお願いしてまいりました。市議会の代表であります市議会の結論も、私どもの請願趣旨を御理解頂き、「本市との具体的な協議の場」を設け、当該図書館の機能の存続をさせるとともに、「市民を始め利用者の利便性」を考慮する旨述べられております。

この結論に沿いまして、ぜひ市教育委員の皆様にも図書館のありようにつきまして、十分御議論をいただき、教育長及び県の方々と実現に向けましての行政努力が本格的に始動いたしますようお力添えをお願い申し上げます。お手元にあるかとは思いますが、請願要旨を述べさせていただきます。

(1) 県との「存続に向けた具体的な協議」を幹部級の協議として早急に実現するために最大限の努力をお願いいたします。

(2) 協議が開催された際は「意見書」と請願「趣旨採択」に沿って、その実現のために、例えば県・市合同の「作業部会設置」など最大限の努力をお願いいたします。

(3) 協議が開催される際は、参加される県と市の方の姓名、職制および日程を公開してください。

(4) 協議が開催された際は、すみやかに可能な範囲でその内容を公開してください。

「県の緊急財政の方向性」では、来年度、県立川崎図書館はKSPに移行とされております。ですが、現行県立川崎図書館の蔵書全てを収めることができず、この点に大変杞憂を覚えており、県立川崎図書館の持つ蔵書コレクションの貴重さ、人的体制、半世紀近く培った自然科学に関する専門的な御質問にも答えられるなどのノウハウを持つ優れた公共図書館であり、専門性を保ち、

引き続き発展させてほしいと願うものです。多くの県民のみならず全国の図書館員・研究者がその結論を、かたずをのんで見守っております。

川崎市でも、富士見地区の再開発の方向に論議の余地があるように聞いており、また議会の「まちづくり委員会」におきましても議論の遡上に上っておられるようです。

私どもの請願の後、時間も経過いたしました。去る6月の県議会文教常任委員会に県教育委員会から「図書館の再整備に向けた基本的な考え方」（素案）が提出されました。この議案は、横浜に建設予定の新棟と絡め、県立図書館の現状や図書館員が入った検討の中間報告的な内容が主ではありますが提出されました。県立川崎図書館に関しましても、基本的なデータが提出され、その方向性につきましても、県民検討会及びパブリックコメントを経て多くの方々の議論を踏まえるという内容でございました。県文教常任委員会の議論の中では、御見解はさまざまではございましたが、二つの県立図書館の将来構想をしっかりと提案することが大事であります。県営の鳥取県立図書館の御見学をされた議員からの積極的な御意見やゼロベースで図書館のありようを議論してほしい、民間の良さも導入を、といったさまざまな御意見が披露されました。県立図書館の方向性は、県内図書館のネットワークの要でございます。その方向によっては、特に県内各自治体の図書館の振興にも影響を及ぼすことでございます。

民間活力が導入されまして20年近くの歳月が流れましたけれども、図書館への導入も相当進み、御存知の海老名の中にも名ばかりの「図書館」が横行し、結果全国的にも資料費減、貸出減、専門職の減などサービスの低下が急速で憂慮されております。全国的にも、図書館法に基づいた公共図書館の復権を望む声<sup>ほうはい</sup>が澎湃と起こっております。

日本図書館協会は、この3月に「地域活性化の核となる公立図書館の整備充実について」という要望書を文科省に提出されました。日本の図書館はまだ、町や村、市においてもその設置率は低く鈍化しており、図書館の整備への国庫補助の重要性、そして学校図書館、特に高等学校図書館への補助の必要性を述べております。また、今年総務省が発表しましたトップダウンの方式で、指定管理を導入した場合、国交補助を積極的につけるとの政策を発表なさいました。図書館もその対象になっておりますが、その方向性に対して、この5月「全国図書館友の会」全国連絡会では文科省及び総務省に撤回要請が提出されております。国会議員との懇談会を持たれたようでございます。

先ごろ、30年ぶりに私は大磯図書館を訪れ、「ライブラリカフェ」に参加する機会がございましたが、この図書館を建築された方々を交え、大磯のNPOの方々の友の会の方や近隣の市民の方々が図書館談義を交わされておりました。大磯図書館の建築は建築賞をいただき、さらにその運営の良さで、今も全国から訪問が絶えないようでした。この日も被災された南相馬市の図書館員の方が参加され、職員全員が復興のさなかにあり、図書館どころでない、それが町の職員の雰囲気だったと。ですが、市民の方が「パンのみに生きるにあらず」と「市長にも申し入れ、今自動車でサービスを開始した」とお話しを披露されました。大変の御苦勞がおありの中、職員の方の輝くような顔で、生き生きとお話しを御紹介されたのが印象的でした。そして、大磯の方々が「私にとって図書館とは何か」と披露されました。「悩んだとき、ちょっと寄ります」「本当にほっとするのです」「心が落ちつくのです」「図書館は大磯の宝」「娘と過ごした大事なところ」等こもごも語られました。文字通り、町民の書齋、文化の交流点として息づいておりました。入るとほっとする空間です。建設当時は県と市町村と人事交流があり、その時の館長さんも未だ図書館にかかわられて後押しをなさっておられました。日本においては、図書館はまだ発展途上、図

書館のイメージが根づかないというような残念な状況ではございます。そしてお話の中で、図書館のイメージというものが「私の人生の一コマ」になるように、そういうふうに皆さんが心の中にしまっただけのような実績をもっと積み重ねなければならないねという会話が交わされたのが、とても印象的でした。

「図書館は貸出してピピというだけの仕事でしょう」という大なる誤解を脱しなければ、という思いを強く持った次第でございます。

戦後、公共図書館は義務設置ではありませんでしたが、普及してきたのは行政と市民との二人三脚でございました。

川崎市では少年の痛ましい事件がございましたが、もっともっと気軽に立ち寄って心がほっとする図書館を作っていただきたい。県立川崎図書館と言えども川崎市図書館、市民との連携なしには発展はできないことでございます。県立図書館の方向性のありようが県内図書館の進展のカギであります。この点で言いまして、神奈川の場合には政令都市3市、これと県立図書館の件を新たに考える時代になったのかなという考えもお持ちいたします。

日本図書館協会のかつての事務局長も、公共図書館として神奈川と京都府立だけがテーマを持った図書館である、これは全国的にも非常に貴重な位置づけでございます。そういう点を考えいたしまして御再考をお願いしたい。特に先進国といわれる日本ではございますけれども、なかなか図書館に関しては遅れをとっております。

#### 【渡邊教育長】

そろそろすみません。おまとめいただけますか。

#### 【請願者】

わかりました、はい。ですが、一言だけ。

アメリカのオバマ大統領はある演説の中で「図書館は学習の聖域であり続けなければならない」と触れております。この点も斟酌いたしまして、川崎市と県の図書館の新たな連携構想骨子案を私ども練っておりますので、それをまたお見せをする機会を与えていただければ幸いです。

ぜひ、皆様の御助力をよろしく願いいたします。長くなって申し訳ございません。失礼いたしました。

#### 【渡邊教育長】

はい、ありがとうございます。

以上で、陳述を終了いたします。陳述につきましては、本請願の審議に際しましての参考にさせていただきます。

それでは、傍聴席のほうへお戻りください。

私、先ほど請願第2号と申し上げましたが、正しくは請願第1号でございましたので、恐れ入りますが訂正をさせていただきます。

では次に、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【池之上生涯学習推進課長】

それでは、県立川崎図書館の市内存続に関する川崎市議会議決の「県への意見書」に添った内容の実現を求める請願について、御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

本請願につきましては、県立川崎図書館の移転に関する川崎市議会議決の「意見書」に添った内容の実現を求めるものでございますが、はじめに、県立川崎図書館を取り巻く状況等について御説明申し上げますので、項番1の県立川崎図書館を取り巻く主な経過をごらんください。

平成24年10月に「神奈川県緊急財政対策」が公表され、その中で県有施設見直しの基本的な考え方が示され、県立川崎図書館については検討の方向性として、機能の純化・集約化を含めた検討とされたところでございます。

その後、11月の県議会決算特別委員会におきまして、県の生涯学習課長が「機能の純化とは、県立図書館の役割を見直し、図書館の閲覧・貸し出しを廃止する方向で検討することであり、集約化とは川崎図書館の敷地は川崎市からの借地であり、市の再編整備計画により平成29年度末までに現在地から移転する必要があることから、県立図書館等との集約化を含めた検討を行う」と答弁されたところでございます。

次に、平成25年2月に「緊急財政対策の取組状況」が公表され、県有施設見直しのロードマップが示され、その中で県立川崎図書館については調整の方向性として、川崎図書館の特性・地域性を踏まえた機能への特化、県立図書館への集約化等に向けて調整とされ、30年度当初に集約化等を行うとされたところでございます。

次に、平成25年6月に「県民利用施設見直しの方向性に関する説明資料」が公表され、県立川崎図書館については、方向性として川崎図書館の特性・地域性を踏まえた機能への高度化・特化、市内への移転について検討とされ、説明としてロードマップの「調整の方向性」で「機能への特化、県立図書館への集約化等」と表記していたが、「機能への高度化・特化、市内へ移転」に変更したとされたところでございます。

その後、12月の県議会の代表質問におきまして、県知事が「川崎図書館の移転先としてKSPが総合的に見て適地であるとの判断に至った」と答弁されたところでございます。

次に、平成26年2月に「緊急財政対策の取組結果」が公表され、県立川崎図書館については、今後の取り組み内容として29年度中に機能を特化し、かながわサイエンスパークに移転とされ、また県立図書館については、29年度中に川崎図書館の一部蔵書を受け入れとされたところでございます。

次に、項番2の本市の取り組みについてをごらんください。本市では、さまざまな機会を通じて、情報交換や要望等を行ってまいりましたが、ここではここ3年間の「県の予算編成に対する要望書」の内容について御説明申し上げます。

平成25年10月の平成26年度の「県の予算編成に対する要望書」では、「県立川崎図書館については富士見周辺地区再編整備の進捗を踏まえ、県による市内での機能の存続が図られるよう要望する」とし、資料2ページにまいりまして、平成26年10月の平成27年度の「県の予算編成に対する要望書」では、「県立川崎図書館の持つ産業情報機能の市内での存続方針に基づく取組については、早期の情報提供と着実な推進が図られるよう要望する」とし、直近の平成27年10月の平成28年度の「県の予算編成に対する要望書」では、「県立川崎図書館の持つ産業情報機能の市内での存続に向け、本市との十分な協議のもと、着実に取組を進めるよう要望する」としたところでございます。

次に、項番3の請願の状況をごらんください。はじめに、教育委員会宛てに提出された請願について、御説明申し上げます。

請願名、請願者、請願の主旨は、資料記載のとおりでございます。審議経過についてでございますが、平成28年1月26日開催の定例会の審議において、不採択となったところでございます。不採択となりました主な理由の1点目は、県立川崎図書館は県有施設であり、県が主体的にあり方を決定すべきであること、2点目は、県立川崎図書館について産業情報機能に特化して移転するという県の方針は、市の考え方とも一致していること、3点目は、県立川崎図書館の役割や価値については市としても理解しており、県の方針に基づく取り組みの推進が図られるよう協議することはできるが、市が意思決定することはできないということでございます。

次に、市議会宛てに提出された請願について御説明申し上げます。

請願名、請願者、請願の要旨は資料記載のとおりでございます。3ページにまいりまして、審議経過についてでございますが、平成28年1月28日開催の総務委員会の審議において、継続審査となりましたが、3月14日開催の総務委員会の審議において採決が行われ、趣旨採択となり、意見書提出が可決されました。その後、平成28年3月18日開催の本会議において採決が行われ、趣旨採択となり、意見書提出が可決されたところでございます。

最後に、項番4の本請願の要旨に対する本市の考え方について御説明申し上げます。

このたびの請願の要旨の1点目は、県との「存続に向けた具体的な協議」を幹部級の協議として早急に実現するために最大限の努力を求めるものであり、要旨の2点目は、協議が開催された際は「意見書」と請願「趣旨採択」に沿って、その実現のために、例えば県・市合同の「作業部会設置」など最大限の努力を求めるものであり、要旨の3点目は、協議が開催される際は、参加される県と市の方の姓名、職制及び日程の公開を求めるものであり、要旨の4点目は、協議が開催された際は速やかに可能な範囲でその内容の公開を求めるものでございますが、本市といたしましては、県立川崎図書館の持つ産業情報機能については、市民の方々をはじめ、企業や研究機関からも高い評価を得ていることを踏まえ、県による市内での機能存続を要望してきましたが、現在、県が産業情報機能に特化し、平成29年度中にながわサイエンスパークに移転するという方針を示したことにより、本市との協議が行われ、県による取り組みが推進されるよう引き続き県の担当課に働きかけていくということでございます。

なお、4ページには、先ほど御説明申し上げましたが、教育委員会宛てに提出された請願の写しを、6ページには市議会宛てに提出された請願の写しを、8ページには御参考までに県立川崎図書館の施設概要等をまとめてございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

はい。以上のとおり説明をいただきました。本請願につきましては、県立川崎図書館の市内存続に関する内容でございます。それにつきまして、今、県立川崎図書館を取り巻く主な経過でございますとか、これに対する本市の取り組み、また今年の1月に教育委員会宛てに請願が提出されておりましたので、その請願の審議の状況についてお話がございました。

特にこの中では、県有施設であって県が主体的にあり方を決定すべきであること。県の方針そのものは市の考え方とも一致しているということ。そして最終的には市が意思決定をすることはできないのではないか。できないということで、1月の請願の際には不採択という結論になって

いるという説明をいただきました。

また、川崎市議会に関しては、教育委員会に対する請願とあわせて県に対して協議の申し入れをしてほしいということが加わった中で請願が出されまして、趣旨採択されて、意見書が提出されたという、そういうことでございます。

今、少しざっとこれまでの流れをお話いたしましたけれども、これまでの状況を踏まえて、改めてこの請願について御意見等をいただければ、大変ありがたいと思っております。

まず、委員の皆さんから御質問、また御意見等がありましたら、よろしく願いいたします。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

はい、吉崎委員。

**【吉崎教育長職務代理者】**

多分、1月下旬には今、説明がありましたように県有施設であるということで、請願の不採択をしたと思います。ただ、その趣旨というのは我々も理解できるということで、多分、前教育委員長もそのことを伝えて請願を不採択したと思います。その後、県との話し合いというのは、どのように持たれたのでしょうか。ちょっと説明いただきたいと思います。

**【池之上生涯学習推進課長】**

この間、県の担当課とは適時適切なタイミングで情報交換等を行ってまいりましたが、平成28年度に入りまして県教育委員会教育局を訪問いたしまして、協議のあり方についての考え方や今後のスケジュールについて確認をしたところでございます。

その際、県の担当課からは、現在も平成29年度中にKSPに移転するという県の方針には変わらないこと、また、これまでも情報交換等を行ってきたという、お互い相互の確認をしたところでございます。引き続き情報交換等を行っていききたいとの県の考え方や、29年度中の移転に向けて、県は現在検討中の段階であり、その詳細な内容について伺ったところ、まだ開示できる状況ではないとのお話を伺ったところでございます。

現在、最新の状態はそういう状況でございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

いわゆる方針は変わらないと。29年度にKSPのほうに移転させるということですね。

今回の請願を見ますと、請願の要旨の2番目に、県と市の合同の作業部会設置ということを要望しているんですが。具体的にこの作業部会設置ということは、できるものだと市は考えているのでしょうか、教育委員会として。ちょっと説明いただけますか。

**【池之上生涯学習推進課長】**

県立川崎図書館については、これまでも御説明を申し上げましたが、県有の施設でございます。したがって、そのあり方については最終的には県の判断が優先されるものと考えております

ので、こうした県・市合同の作業部会の設置と、これをするか否かという部分についても最終的な部分においては、市は申し入れを行います、県の最終的な判断が優先されるものと、そのように考えておりますので、川崎市側に設置の最終的な権限はないものと考えております。

**【中本委員】**

いいですか。作業部会の設置というのは、申し出たことがあるんですか。もしくは今後、申し入れようというお気持ちでの今のお答えなんですか。

**【池之上生涯学習推進課長】**

はい。市議会のほうで県への意見書の提出が可決されましたので、県の担当課のほうには送付されていると伺っておりましたが、この取り扱いと、また今後、作業部会の設置等も含めてどうするかについて、意見交換等を行っております。その際、県の担当課とはその時点ではまだ実際に何を持っていくか検討中の段階なので、作業部会の設置等についてもまだ検討中ということで、我々としては市議会の意見書提出を受けて県を訪問させていただきましたけれども、県のほうからはこういう形で進めていこうという、最終的な意思決定を県自身がしていないということで、その時点では、どういう形で今後進めていくというお話は伺えませんでした。情報交換等については今後も引き続き行っていくということで、相互に確認をしたところでございます。

以上でございます。

**【中本委員】**

ということは、もう議会の意見書にあったことが、もう既に県とは交渉の段階に入っているということなんですか。

**【池之上生涯学習推進課長】**

意見書が、まず届いているかどうかという確認をしましたところ、意見書のほうは県の担当課のほうにも届いておりましたので、確かに市議会のほうから県知事宛ての意見書は届いているということを確認させていただきました。

また、そこに書いてある記載内容について相互に確認をし、意見書の最後のほうに、移転については本市との具体的な協議の場を設け、また当該図書館の機能を存続させること、市民を初め、利用者の利便性に配慮されるよう強く要望するという、こういう意見書でございましたので、県の担当課とはこの辺のところをよく確認して、今後どう進めていくかというお話をさせていただいたところでございます。

**【中本委員】**

この請願の要旨の中で4項目ここで書かれておりますが、これ具体的にかなり内容として表記されているんですけど、幹部級の協議とか。今のお話をお聞きすると、協議の開催、もしくは参加した県と市の方の姓名、職種、そういった日程などプライベートなことというか進行の公開なんていうことも県とは相談をしているということなんですね。

**【池之上生涯学習推進課長】**

そういう意味では、今回のこちらの請願の内容につきましても、意見書と同様に、川崎市のほうに、市民の方からこういう声が寄せられていますということは、改めて県の担当課のほうにもお伝えしてございます。今回審議が行われますので、その際どうなるかという扱いについては、この場で決定されるかと思えますけれども、本年1月から総務委員会、常任委員会のほうでも審査をされている内容でございますので、県が最終的な判断をする前に、川崎市の思い、川崎市民の思いを県の担当課に伝えていくという立ち位置に我々はいますので、この大切な機能、財産、蔵書類を分散しないような形で、KSPのほうに極力移転できるような形でお願いするというところで申し入れをしているところでございます。

#### 【中本委員】

またこうやって請願をいただいたということを励みにしていただいて、また県と協議を加速させていただきたいなと思えますが、具体的なこの項目については、それぞれ実施ができるのかどうかというのは、どうなのでしょう。

#### 【池之上生涯学習推進課長】

ちょっと説明のほうが重複するかと思えますけれども、やはり県立川崎図書館のあり方や、その協議の場をどうするかということについては、川崎市としては申し入れをする立場ではございますけれども、最終的な判断という部分は県の担当課に委ねられていると考えておりますので、最終的な形という部分については、我々としては申し入れをしておりますが、最終形は県が判断をされるものと、そのように考えているところでございます。こういった請願の要旨にございます、このような形で実現するかどうかの部分、その多くは基本的には県の担当課が一定の判断をされるものと考えております。

#### 【渡邊教育長】

判断をする上で、今、一番大事な部分じゃないかと思うんですが。そのあたり、中本委員からまたお話があればつけ加えていただいて結構ですし、また、ほかの委員さんでもそのあたりでいかがでしょう。

#### 【前田委員】

私は、このタイトルにも川崎の宝ってあるように、この請願されている川崎図書館を残すという、大切なものなんだということをすごく理解できますし、お気持ちもすごく陳述からも伝わってきたと思います。ただ先ほどの今、説明にあったとおり、引き続きずっと今までも県への要望を出してきたんだけど、最終的にこれが川崎の施設じゃなくて県の施設で、要望を出しても最終的にこういう具体的な部分になると、判断するのは県だということになると、なかなかこの川崎市の行政が決められないということが一番のネックなので、お気持ちは理解できても、これを具体的にできますかと言われると、川崎では判断することではないという今の説明なので、非常に難しいかなというふうには私は感じました。ただ、引き続き行政の方には、県へのこの市民の熱意を伝えていくということは、引き続き今までどおり、さらにやっていただきたいなと思いました。

**【中本委員】**

僕も、非常にアイデアとして要旨の中に書かれていることは、結構ポイントだなと思うんですけど。御説明を聞いた中でもさまざまな形で県へのアプローチをなさっているというお話です。これを励みにしていただきながら、ここです、一つ目の最大限の努力をお願いしますと。これは何か私たちもそういうふうには思いつつ、具体的なことで川崎市の教育委員会が動ける限界みたいなものを、ちょっと今、感じてます。何とか、もう本当に図書館は大事なものですから、何とかならないかなという気はします。

**【渡邊教育長】**

小原委員、いかがですか。

**【小原委員】**

議会のほうから意見書が県知事宛てに出ている、それで県の担当のほうを考えてくれるというところで、若干は変わってきているのかというふうには思うんですけども。いずれにしても県の施設だというのが一番の課題でありまして、川崎市の施設ではないので、その辺を踏まえて考えると、さすがにちょっと難しいかなというふうには思うのが一つ。ただ、今までもそうですし、これからも市のほうからお願いをしていくというような体制は継続していくべきかなというふうには考えています。

**【渡邊教育長】**

今、それぞれの委員さんの思いを述べていただきましたけれども。いかがですかね、この取り扱いについても、少しどんなふうには考えていくかというところで御発言いただければありがたいんですけども。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

はい、お願いします。

**【吉崎教育長職務代理者】**

今回、趣旨はよくわかるんですが、出されている請願の内容が1月よりもっと具体的に踏み込んでいるんです。例えば合同作業部会を設置してくださいとか、幹部級の協議をしてくださいとか、公開してくださいとか、氏名も。これはやっぱり、このことを受けて我々がこれを採択は、ちょっとできないんじゃないかなと思うんです。実現不可能という感じがします。それは、やはり県の施設であるということです。だから要望することと、こういうことを設置するということとは、またそれは協議の中では要望はできますけども、我々がこれを採択するということはちょっとできないと私は思っています。

我々、市の施設だったら我々がいろいろできると思うんですが、県の施設に対してこれまでもこういうことができたかどうかというのは、僕は無理。できなかったんじゃないかなと思うんで

す。県の判断の中で動いてきているわけですから。

**【渡邊教育長】**

なかなか県有施設なので、その判断そのものは本市では難しいのではないかという、今、お話を。採択が難しいのではないかという御発言がありましたけども、ほかの委員さんいかがでしょうか。

**【小原委員】**

基本的に吉崎委員と同じで、採択するのはちょっと難しいかなというところではあるんですけども、引き続きお願いをしていくという形はとったほうがいいのでは。

**【渡邊教育長】**

ほかの委員さんも同じようなお考えでしょうか。今までの議論、あるいはこれまでの事務局の説明を振り返りますと、まず県立川崎図書館は県の施設であるということ。現在は産業情報機能に特化して、平成29年度中にはKSPに移転するという県の方針があるということ。これがまず、今、明らかにされているということで、これについては県が主体的に取り組みを進めるべきではないかというところは説明もありましたし、委員の皆さんも十分御理解いただいているところではないかというふうに思います。

それから、この要望につきましては、県への予算編成に対する要望書の説明がありましたけれども、県立川崎図書館の持つ産業情報機能の市内での存続に向け、本市との十分な協議のもと着実な取り組みを進めるようお願いしたいという要望を出しているというお話がございました。実際、県との協議は重ねられているということでもございまして、また意見書が市議会から県知事宛てに出されていますが、これについても十分説明はいただいているということでもございます。

そして委員の皆さんからは、これからもこういった要望を伝えることは十分行ってほしいという、そういった強い願いが示されたところでもございます。

ただ一方で、県有施設であるということで、本市としてこの判断については難しいのではないかというお話がございました。これは前回の1月の請願審査のときには、いろいろ委員の皆さんも悩まれましたけれども、やはり本市の施設ではないというところで本市が決定できることではないというようなことでお話があったかというふうに思っております。そうした委員の皆さんのお気持ち、お考えを踏まえますと、今回の請願が大変細かな内容での実現をお求めでございますけれども、改めて本市におきまして決定できるものではないとして、やはり県が判断すべきものだということと考えられるというふうに思います。

そうしたことを総合して考えますと、また、今までの御意見を踏まえますと、本請願については不採択ということにしたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、そのように決定をさせていただきます。

## 8 報告事項Ⅰ

### 報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

#### 【渡邊教育長】

それでは、次の審議のほうに移らせていただきます。

「報告事項 No. 1 叙位・叙勲について」でございますが、説明を庶務課長お願いいたします。

#### 【野本庶務課長】

それでは、報告事項 No. 1、叙勲につきまして御報告を申し上げます。

平成28年春の叙勲を受けられた方が1名、高齢者叙勲を受けられた方が4名いらっしゃいまして、受賞者、叙勲名等につきましては、本日配付させていただいておりますお手元の資料のとおりでございます。

はじめに、平成28年春の叙勲でございますが、松下先生におかれましては昭和39年に本市で教職の道を歩み始められ、平成14年に教育長として退職されるまでの38年間、本市教育の充実と教育行政の発展に御尽力をいただきました。特に平成11年に教育長に任ぜられてからは、児童生徒へのきめ細やかな学習指導の推進により学校の教育力を高め、確かな学力の育成に意を注ぐとともに学校教育推進会議を各学校で立ち上げるなど、幅広く地域を巻き込んだ教育改革に取り組み、本市の教育活動の発展に多大なる功績を残されました。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、高齢者叙勲でございます。

はじめに、望月先生におかれましては昭和26年に埼玉県川口市で教職の道を歩み始められ、昭和63年に川崎市立中原中学校長として退職されるまでの37年間、教育の充実に御尽力をいただきました。特に校長時代には地域に根差した特色ある学校づくりを推進したほか、若い世代の教員育成にも力を注ぎ、本市の中学校教育の発展に多大な功績を残されました。

続きまして、遠藤先生におかれましては昭和20年に埼玉県川口市で教職の道を歩み始められ、昭和63年に川崎市立南野川小学校長として退職されるまでの43年間、教育の充実に御尽力をいただきました。特に校長時代には、児童の心と体を育む教育環境を全般にわたって指導力を発揮し、地域全体の教育活動の推進に取り組んだほか、神奈川県や全国の特殊教育研究会の要職を歴任し、特殊教育の水準向上に多大な功績を残されました。

1枚おめくりいただきまして。続きまして、渡部先生におかれましては昭和23年に福島県北会津郡で教職の道を歩み始められ、昭和63年に川崎市立住吉中学校長として退職されるまでの40年間、教育の充実に御尽力をいただきました。特に校長時代は学校環境の整備に意欲的に取り組まれたほか、神奈川県や全国の道徳教育研究会の要職を歴任し、道徳教育の改善と発展に多大な功績を残されました。

続きまして、飯塚先生におかれましては昭和25年に本市で教職の道を歩み始められ、昭和63年に川崎市立犬蔵小学校長として退職されるまでの38年間、教育の充実に御尽力をいただきました。特に校長時代は教職員の研究に対する意欲の向上や指導力の向上に意を注ぎ、研究会の要職を歴任するなど数多くの功績を残されました。また、昭和58年から3年間、クアラルンプールの日本人学校長を務め、海外教育の充実・発展にも寄与されました。

いずれの先生も、この長年の教育功労に対して叙勲を受けられたものでございます。

報告は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおりでございますが、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、報告事項 No. 1 については承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No. 1 は承認といたします。

報告事項 No. 2 平成28年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験について

【渡邊教育長】

続いて報告事項に入ります。

次に「報告事項 No. 2 平成28年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験について」、この説明を教職員課担当課長お願いいたします。

【佐藤教職員課担当課長】

よろしく申し上げます。

それでは、「報告事項 No. 2 平成28年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験について」の応募状況を御報告させていただきます。資料をごらんください。

今年度の応募人数は、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の工業、養護教諭、合計で1,448名となりました。区分別の応募人数と倍率ですが、小学校は658名で3.3倍、中学校は593名で9.1倍、特別支援学校は110名で4.4倍、高等学校の工業は2名でした。また、養護教諭につきましては85名で17倍でありました。この中で大学推薦による応募は合計で157名でした。今年度は推薦できる教科の枠を広げたこと、そして本市の採用試験の受験実績にかかわらず、小学校、中学校の数学、理科、技術、家庭、英語、特別支援学校の教員免許が取得できる全ての大学に対象を広げたことから、昨年度と比べ68名の増加がありました。応募総数は昨年度との違いは16名です。ほぼ同程度となりましたが、内訳を見ますと小学校が70名の減、特別支援学校と養護教諭が大きく増加しています。

現在、応募状況につきましては分析を始めています。特に小学校の減につきましては、他都市の状況などを伺いながら分析を進めています。このことを生かして、来年度の採用試験に向けた取り組みに生かしていこうと考えております。

次に試験日程でございますが、1次試験は7月10日、日曜日に実施いたします。会場は川崎市立橋高等学校、川崎高等学校の市内2会場と、九州会場の熊本大学です。熊本大学では、小学校、中学校の数学、理科、技術、家庭、英語、特別支援学校の区分の試験を行います。第1次試験の合格発表は7月27日を予定しております。第2次試験は8月10日に実技試験、8月12日から9月16日までを面接試験を実施いたします。第2次試験の合格発表は10月中旬を予定

しております。

なお、昨年度もお願いをさせていただきましたが、本年度も教育委員の皆様には第2次試験の面接試験の面接官をお願いしたいと存じます。会議後、御都合をお伺いする文書をお届けいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**【渡邊教育長】**

以上でございますが、何か御質問等ございますでしょうか。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

はい、どうぞ。

**【吉崎教育長職務代理者】**

今回はすごく熊本が大変だったと思うんですが、熊本の会場はどのぐらいの応募があったんですか。

**【佐藤教職員課担当課長】**

今年度は29名でした。

**【吉崎教育長職務代理者】**

29名。昨年はどのぐらいだったのですか。

**【佐藤教職員課担当課長】**

昨年度は47名です。

**【吉崎教育長職務代理者】**

じゃあ、若干減っている。

**【佐藤教職員課担当課長】**

はい。

**【吉崎教育長職務代理者】**

あと1点いいですか。中学校が採用数というものに非常に影響を受けていると思うんですが。特に保健体育のこの高さというか、これ5人だと24.4倍だと思うんですけど、10人だと12倍ぐらいだと思うんですが。何人になるかわかりませんが、とりあえず20倍ぐらいありますよね。

【佐藤教職員課担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

これちょっと異常に高いなと思って。それだけ体育を専攻して体育の授業をしたいとか、部活を指導したいという願いがあって多いんだと思うんですが。例年多いと思うんですけど、特になんか今年多いんですが、何かこれは採用数が減ったということもあるんでしょうか。

【佐藤教職員課担当課長】

この倍率の出し方を「5～10人」の5を使って出しておりますので、昨年度は「10人程度」です。10という数字を使っています。

【吉崎教育長職務代理者】

人数の問題ですね。「10人」でやっているのと、「5～10人」にしているから。

【佐藤教職員課担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

応募数は、あまり大きくは変わらない。若干減っているぐらいなんですか。

【佐藤教職員課担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか。それにしても例年体育は高いですね。

【佐藤教職員課担当課長】

はい。

【渡邊教育長】

この、あえて「10人程度」と、それから「5～10人」と表記を変えた。異なった形にしている、そこはどういうお考えなんですか。

【佐藤教職員課担当課長】

幅を持たせているところは、退職の方が何人かというのが読めないところがあるからでございます。その年の定年退職プラス希望退職の方もいらっしゃるので、その辺でちょっと読み切れないところがこの幅になっております。

【渡邊教育長】

なかなかこの時点では退職どうこうを十分見極めるといのは難しいという、そういうことなんです。

**【佐藤教職員課担当課長】**

はい。

**【渡邊教育長】**

ほかの委員さんはいかがですか。よろしいですか。

**【前田委員】**

小学校の毎年のことなただけけれども、ここのところ低いような気がするんです、小学校の倍率が。結局、前にもありましたけど、団塊の世代が大量退職で倍率がものすごく低くなって、そのときにとった小学校の先生が非常に質が低い。正直言って、私も区・教育担当で授業を見て歩いても、何でこんな子が合格したんだろうというような先生が小学校の教壇に立ってた事実があったわけなので、非常にこの倍率の低さが気になって。70も減ってますよね、昨年と比べれば。やっぱり3倍というのは、ちょっと危機的状況かなと思うので。この辺についての、少し小学校の人材を応募数をふやすとか、何かその辺の検討というのはなされているんでしょうか、来年度以降に向けて。

**【佐藤教職員課担当課長】**

今年度、この春も実施いたしました、小学校の免許を取れる学校を中心に大学の説明会のほうを、今、回り始めています。まだ、なかなか新規開拓は難しいところもあるんですが、少しずつふやして、小学校の免許を取れるところを集中的に注力したいと考えています。

**【前田委員】**

地方では、何かもう面接点よりも、この教科の試験の点数を重視して、とにかく授業がちゃんとできないというような新聞報道もされてたので。やっぱり川崎市だけじゃなくて、先生がちゃんとした授業ができない、力がないということが問題になっているのかなと。そんなことをちょっと心配したものですから、ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

ぜひ選考の中でいい人材を集めていただきたいと思いますし。また、教育委員さんも直接面接される機会もあろうかと思しますので、ぜひそういった視点でよい人材を選考していただければありがたいなというふうに思います。

それでは、報告事項No. 2については、承認でよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項 No.2 は承認といたします。

### 報告事項 No. 3 川崎市立高等学校入学者選抜における採点誤りの再発防止に向けた取組みについて

#### 【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.3 川崎市立高等学校入学者選抜における採点誤りの再発防止に向けた取組みについて」、説明を指導課長にお願いいたします。

#### 【渡辺指導課長】

それでは、「川崎市立高等学校入学者選抜における採点誤りの再発防止に向けた取組について」、御報告をさせていただきます。本資料は、採点誤りに関するこれまでの経過から、今後に向けた改善への取り組みまでを整理したものでございます。

はじめに、「1. 採点誤りの判明からの経過」でございますが、本年の3月7日に県教育委員会から平成28年度入学者選抜において県立高校で採点の誤りが発生した旨の情報提供がございまして、市立高校におきましても同じ問題と解答用紙を用いていることから、本市におきましても再点検を実施し、誤りが確認されましたので公表を行ったことの経緯を示しております。なお、平成27年度の入学者選抜におきましても再点検を行い、誤りが確認されましたので同様に公表をしたところでございます。

次に、「2. 採点誤りの状況」といたしまして、誤りの内訳を示しております。平成28年度におきましては、小計・合計の誤りが5名あり、そのうちの1名につきましては本来合格となる受検者が採点誤りにより不合格としていたものであり、その受検者に対しましては改めて合格として取り扱う措置を図ったものでございます。

また、正誤の誤りは11名で、合計16名の誤りを確認いたしました。なお、平成27年度におきましては7名の誤りが確認されたところでございます。教育委員会事務局といたしましては、採点誤りの事実を重く受けとめ、3にございます入学者選抜事務調査検討委員会を設置し、市立高校の校長及び中学校の校長を委員として採点の事務上における課題の検証や改善の方向性について整理をすることといたしました。お手元の資料1は、検討委員会の設置要綱でございます。

次に、2ページにまいりまして、4として入学者選抜事務調査検討委員会の検討の経過を示しております。

次に「5. 採点事務の現状」でございますが、採点の方法の概要について御説明をいたします。3ページに採点・点検の流れと採点の参考例として、マル、バツ、点検時のレ点の記入例を示しておりますので、あわせてごらんください。

1回目の採点者は、各解答欄の空いている場所に、正解の場合は小さな丸、不正解の場合は左斜め下がりの斜線を引きます。2回目の採点者は、1回目の採点者とは別の者が担当し、正解の場合は1回目の丸の上に大きく丸をつけます。不正解の場合は右斜め下がりの斜線を引きます。

つまり正解の場合は二人の採点者により二重丸が記されます。不正解の場合はバツという記号がつくこととなります。さらに採点の点検を担当者を変えて2回行い、それぞれの点検時にレ点が入ります。また、設問ごとの小計及び合計についても担当者を変えて2回の点検を行うこ

ととなっております。

次に、4ページの「6. 採点誤りの原因の考察」についてでございますが、採点誤りの判明後に市立高校から報告を受けた内容や、後日事務局が市立高校を訪問し、入学者選抜の担当者へ聞き取りを行った内容につきまして資料2に概要をまとめておりますので、あわせて御参照ください。

幾つかの原因として考えられる点として、点検時において前の担当者の採点に頼って点検機能が十分に機能していなかったという点、採点箇所を設問ごとに分け、記号だけの解答欄を担当するなど誤りが生じないよう作業の単純化を図った一方で、採点が長時間にわたった場合に集中力が途切れた可能性があるのではないかと思われる点、採点を行う会場につきましては、答案用紙の紛失や採点に疑義が生じた場合に協議が行えるよう、複数の教科が同じ会場で行っていた学校では、さまざまな音が耳に入ることにより集中力が妨げられ、誤りが生じた一因になったのではないかと捉えられる点、また、入学者選抜の実施時期は学校の年度末の時期とも重なり、在校生の定期考査や大学受験指導などもあり、学校全体での時間を統一した採点方法、内容の確認が行いたい状況であることも影響したのではないかと考えられる点などが原因ではないかと捉えております。

次に、「7. 採点事務の現状の分析と課題」といたしまして、資料3にございます「平成28年度入学者選抜における採点事務に関する調査」を市立高校の教員を対象に実施し、その集計した結果に基づき現状の分析と課題を整理したものでございます。担当者の採点の方法についての理解に関しましては、事前に十分理解をしているとの回答が大半を占める一方で、1割の者が「十分な理解をしていたとは思わない」と回答していることは課題であると捉えているところでございます。

次に、採点事務の作業時間については2割が、休憩時間については3割の担当者が「十分に確保されていない」と捉えていることも大きな課題でございます。

5ページにまいりまして、採点の会場につきましても、3割の担当者が「適切な環境ではない」と捉えており、その理由として「他の人の声が聞こえる」、「会場が狭い」と感じており、この点についても改善の必要があると捉えております。これらの状況から、「8. 課題解決に向けた改善への取組」といたしまして8つの点で示しておりますが、各校で取り組んでいる事故防止の具体的な方法の情報共有をより一層図り、実効力のある改善につなげてまいりたいと考えております。調査からも、課題として捉えました採点会場の配置の仕方や休憩、休息のあり方について、各校での見直しを図り、採点に適切な環境となるよう配慮をしてまいります。採点事務の方法につきましても、全員が事前に理解をした上で採点事務に望めるよう、これまでよりも早期から、事前説明と周知の徹底が図られるようにしてまいります。合否判定の分岐点にある受検者については、さらなる点検を行い、重層的な点検により事故防止を図ることが必要と考えております。また、これまでに行っていた採点・点検の役割分担に限らず、点検の担当者を変えたり、採点を2系列にし照合したりするなど、役割と点検の方法について、有効な方法について今後検討をしてまいります。さらに現行、1日の採点日では、採点には時間的な制限があり、心理的に誤りを誘発する可能性があることから、採点日をさらに1日設けるなど、受検者数など学校の実情に応じた対応が図れるようにしてまいりたいと考えております。

6ページにまいりまして、マークシート方式の導入やマル、バツのつけ方、解答用紙のレイアウトなど、本市のみだけでなく、県教育委員会と市立高等学校を設置している横浜市、横須賀

市の教育委員会とも協議しながら、改善方法を検討してまいります。

「9. 改善の検証」といたしまして、平成29年度入学者選抜におきましては、本日、御報告した内容に基づき、入学者選抜における採点誤りの未然防止が図られたことを検証するために、今後、具体的な検証の方法について、県や他市とも連携を図ってまいりたいと考えております。

最後に、参考資料として、県教育委員会の「県立高等学校入学者選抜学力検査採点誤りに関する、再発防止・改善策」についてでございますが、内容といたしましては、ただいま御説明を申し上げます本市の改善への取組とほぼ同様でございますけれども、主な点を二つ挙げますと、一つ目といたしましては、4ページと5ページにあります、マークシート方式の導入でございます。二つ目といたしまして、12ページにあります、全受検者に答案用紙の写しを交付することでございます。

本市としての今後の対応につきましては、これらの2点も含めまして、県と横浜市、横須賀市と、今後、協議してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上、説明をいただいたとおりですけれども、何か御質問等ありましたらばお願いいたします。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。いろいろヒューマンエラーだったということで、今後いろんな手だてを考えなくちゃいけないというのは当然のことですけれども、その1本になればいいなと思っています。

今回、そのための県の側ですね。神奈川県教育委員会の再発防止・改善策のうちの、マークシート導入は、私は仕方ないかなと。もうそれにいくのも一つの方法だと思っているんですが、もう一つ今、説明がありました12ページのセーフティネットの構築のために、答案用紙のコピーを採点したのですが、これを全員の受検者に戻すということですね。このことなんですが、私はやっぱり3点、それについては疑問があります。

1点目はですね、個人で、今までは請求した人だけがもらっていたわけですがけれども、全員になりますと、あるところが集めればどういうことがわかるかということ、全ての学校のランキングが出てしまう。全ての、やる気になれば学校のランキングが自然に出てきます。一つは、どこで点数で落ちたのか、点数がわかりますね。それから受けた受検生の分布と平均点がわかりますので、当然のことながらランキングが明確に出る。全県、全部のライキングが出てしまうんですね。

それと、2点目は、今の時代ですから、マークシートにならない形の記述式は、やっぱり入れるっていうのは、思考力、判断力、表現力を育てるっていうことを大きな柱にしていますので、当然、記述式は残ってくると思うんですね。そのときに問題になるのは採点基準。専門的にいうと評価基準なんですけど、採点基準というものがどうかということ、多分、全員回答が戻ってきますと、学校や塾等では、比較するともし8点のところだったら、なぜこれが8点で、これが6点で、なぜ4点かっていうことを見比べると思うんです。例えば国語なんかで。そうすると、この評価基準は何ですかって、当然質問が出てくると思うんですね。その質問に対して、採点基準、評価基準どちらを取っていただいてもいいんですが、疑義が出てくる可能性がある。これはちょっと違う基準で、本当はつけるべきではないんでしょうかということが出たときに、多分お答えしなくちゃいけなくなってきた、こちらの説明だけでは済まなくなる可能性がある設問が出て

くると、私は思っています。当然、それが記述式ってあり得るんですね。それを公開してしまうと、当然ながら向こうはつけ間違えの問題よりも、採点基準の問題を言ってくる可能性があると思うんですね。何でつけたかって。このときにきちっと答えられる可能性があるのか、それに対していつまでも議論しなくちゃいけないってしてしまうのか、私はよくわかりませんが、これ大変なことになるんじゃないかなと思うんですね。それが2点目です。

3点目はですね、そうすると評価基準が、あまりクレームをつけられないようなものに移行する傾向になってくる。つまり、こんな評価基準で点数をつけてますよっていうことになると、ほとんどは知識理解のようになってしまう可能性がある。つまりマークシートに近いものが記述式でも書かせられることになるということになるということになると、日本の教育の方針として考えている基礎的な知識技能と、もう一つ思考力、判断力、表現力という大きな、もう一つの力ですね、全国学力でいうとA問題とB問題。本市もそれをやっています。知識と活用力というか、思考力というんですか。この活用力、思考力のところの問題がかなり減る可能性がある。逆にそのことのほうが、僕は大きな問題が生じるんじゃないかなと。

つまり、問題をつくる人のプレッシャーとなると、どうしてもそちらのほうにいく可能性が出てくるということになると、全科、中学校教育全体をゆがめる可能性もあるんじゃないかなと、私はすごく危惧するんですが。これらの議論点はきちんと県の教育委員会でされたんでしょうか。今お答えできるかどうかわかりませんが、どのぐらい議論したんでしょうか、この問題を。というのが私の疑義です。だから本市もそれをやって本当にいいんですかって。全部返して。すぐ効果なんかありますよね。全部の子どもたちに返していいんですかっていうことなんです、私の心配は。

#### 【渡邊教育長】

今、3点にわたって、課題となるおそれがあるところをお話いただきましたけど、何かこれについて、これまで県からの説明ですとか、あるいは協議の中で話題になったことなどはありますでしょうか。

#### 【渡辺指導課長】

本日の参考資料、こちらの県の資料でございますけれども、これは今月6月21日に県の教育委員会議で報告された資料というふうに、県のほうから伺っております、既にホームページに公開されたということで、本日、参考資料として出させていただきます。

そのときの、県の教育委員会議の議論等、あるいは事務方の議論等につきましては、こちら確認しておりませんので、今後、県の教育委員会と横浜市、横須賀市、川崎市と集まって協議を今後どういうふうに具体的に進めていくかという、協議する場があるかと思っておりますので、そこで確認をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

それでは、今、吉崎委員から指摘があったような点については、改めて県としてどのように受けとめるのか、そのあたりの協議はまたしていただければよろしいかと思っておりますので、お願いいたします。

同じようなことでほかの委員さんいかがでしょうか。

### 【前田委員】

私も国語ですけれども、毎年、高校入試問題に興味があって全部見てるんですが、やはり今年の回答の採点の基準、読んだ中で、吉崎委員もおっしゃっておられた採点基準の中で非常に心配するのは、まず一つは、国語で言えば、2点問題があり、4点があり、問1、問2あたりはいいんですけど、問3あたりから後ろ三つは、2点があり、4点があり、6点があり、8点がありという。そして記述式には3カ所あって、中間点があるというふうな、採点の留意事項が全部書いてあるんですね。

それで、その中で一番私が気になるのは、配点があまり細かくなっているから間違いを誘発するのかなというのがあるんですが、問題上、同じ全部2点というわけにはいかないから、いたし方ないから、やっぱりここにも書いてある解答用紙の工夫をする必要はあると思うんですが、点数のあるのは、ちょっと太枠にするとかですね、学校でもやっていましたけど。

でも一番の問題は、学校に任されてるっていう記述があるんですね。校内で統一しなさいと。つまり記述式の中間点を。誤字脱字については、数にかかわらず2点減点って書いてあるんですね。これは非常にわかりやすく大丈夫だろうと思うんですが、その次なんですよね。表現上の問題って書いてあるんです。今年も三つとも。この表現上の問題については、回答例が問題によって二つ例があったり、三つ例が挙がってるんですが、恐らくそれ以外の表現上の問題のある回答が、いっぱい出てくると思うんですね、学校によって。それは、校内で統一して採点しなさいって書いてあるんです。

だけど、これ全部返しちゃったら、学校によって校内の統一が違ったりですね、そういうものも見えてくるんじゃないですかね。ある学校のところで集めたら、ある学校では、ほとんど同じ表現が4点で、こっちでは2点でとか、つまり学校では統一されているから確かに受検者の不利とかそういうものはないと思うんですね。学校差があったとしても。だけど、問題として先ほどの疑義が出てきたときにどう答えるのかなと。この学校では中間点、この表現を4点にした、ここは2点にしたっていう、表現上の問題が今の採点上の留意だと、校内で統一しなさいっていうことだけなので、表現の例も正答例も少ないので、非常に現場の先生方が負担になるのかなと。もっともこの採点基準の留意事項はしっかりつくらないと、学校で困ってしまうのかなと、そんなことをちょっと国語でいえば心配いたしました。以上です。

### 【渡邊教育長】

ありがとうございました。

### 【中本委員】

よくわからないんですけど、この答案用紙を返すことが、何でセーフティネットになるんですかね。返すことで、そういう採点ミスが減るっていうことで、新たなセーフティネットの構築というところで書いてあるんでしょうか。何か、答案用紙を返して、それで採点の誤りが少なくなるというふうにはびんとこないんですね。それは採点する側が緊張するから少なくなるっていうことなのか、よくわからないんですね。

### 【吉崎教育長職務代理者】

救済だと思うのですよ。どういうことかっていうと、人間のやることだから間違いがありますよと。だけでも、本人が申し出てくれれば、それを考慮してもう一回点数をつけ直しますからってということで、受検者に、何ていうんですか。もう一度自分のものをよく見てくださいと。もし間違っていたら、その人を救いますよということなんだと思うんですよ、これ。

だから、誤りの数が減るとかいうことではなくて、受検者を救いますよっていう意味でセーフティネットなんです。だから、誤りの数が減るとかそういう問題じゃないんです。後からでは間に合わないから、入学してからは。その問題が出たら。だから、その入学までの段階で申し出れば合格にすることもできるしってということなんだと思うんですね。

#### 【中本委員】

それでしたら、何かコピーを取っているときにできないですかね。コピー取っている作業で。一々コピーやってね、全員に配る作業をやるんだったら、その生徒に渡して、生徒が自分で自己採点するような時間は取れないんですかね。

それを何か、僕は、そもそも採点ミスが起きている環境が人為的なミスであって、これに現在、採点されている答案用紙を見ると、4回これチェック入れているわけですよ。4回。4回やっても出るわけですよ。

ということは、1回が2回になる、2回から3回になる、3回が4回になるときに、同じ議論がずっとされ続けて、こういうややこしい、4人もやるような方式ができていくわけじゃないですか。それで調査した、なぜそういうふうにも今もこういうことがあったのかっていう答えが出てくる問題は、さっきお話を聞きましたけど、多分1回目か2回目ぐらいと同じことだと思うんですよ。採点をするときの環境がよくなかった、ですよ。

それは、もっと抜本的な採点をする環境を整えるとかいうことならわかるんですけど。答案用紙を返して、最後に間違えていないか、あんた確認しなよって。それは何かね、僕はこれ、何でこんなところに、どういう議論でそこになったのかって全然わからないですね。

これはもう、これで神奈川県がこれでやるって言っても、川崎市はやっちゃだめですよ。ちゃんと議論して、うちはやらないとはっきり言うべきだと思うんです。

もちろん吉崎先生がおっしゃった話は当然だと思うんですけど、それ以前に、何かこの問題がこれで解決するみたいなニュアンスで語られているのが、もう絶対違うと思うんですよ。それはもうちょっと時間を与えて、先生たちに採点させるとか。ガチャガチャうるさい中でやっているなんていうことを言う先生がいるならば、静かなところできちっとやらせてあげるとか。4回やって起きるわけですから。5回目にしても起きるんですよ、これ。6回やっても起きるんですよ。

これもっと、採点をするときにちゃんとできるような。じゃないと、ほんと、前田先生おっしゃったみたいに、記述式の答えなんか、どう感じたかっていう、どう表現したかっていうところで、三角って判断をするときに、それはね、隣の子と見せ合ったりなんかするときに、どうなんでしょう。記述式の答えがなくなっちゃうんじゃないでしょうかね、そういうことが混乱すると。そうするとテストの形そのものが変わってってしまうような。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

想像以上に大変なことになると。

**【中本委員】**

思います。

**【吉崎教育長職務代理者】**

いろんな形のクレームがつくと思いますよ。それで、今はやはり、塾とかいろいろあるでしょう。それって幾つか集めるじゃないですか、情報を。そうすると相当分析しますよね。そうすると、いろんなことをね、問題そのものに対する疑義も出てくると思うんですよ、もっと。回答を集めて。これは入試ですのでね、今のような全国学力調査とか、川崎市がやっているようなね、学力調査を返すのとは全然意味が違うわけですよ。入試っていうのは社会的なシステムですから。そこにおいてはですね、この判断は早過ぎるんですね、全部返すっていうのは。何が起るかわからないっていうことを、予想しないとやってはいけないことなんですよ、社会的制度のためには。

つまりどういうことを言っているかという、何が不利なのかがいろんな形で出てくると思うんです。これはこれで不利ですよ、採点の仕方。問題そのものですよとか。いろんなことで、例えば採点の配点の問題も出てくるかもしれない。全てのことが出てくるんですよ、これ分析されて。それに県は対応できているのが僕はわからないですよ。これがセーフティネットになっているっていうのもわからない。まさに、中本委員が言ってくれたように、返すことが何でセーフティネットなんですか。これ、合格発表後にやるわけでしょう。そうしたら、ほんと合格する子だったらさ、後から合格ですよって言われて、入るのは入れるだけいいけれども、実は合格発表に入っていないわけでしょう。そうしたら、何で合格してないのに入れたのかみたいなことにもなるわけでありまして。

すごく何て言うか、このやり方自体は、僕はセーフティネットじゃないと思っています。だから相当これ申し入れないと、何でこんなのを先に、こんな決断をしちゃったのか、県が。これは真剣に考えないと、同じことが川崎でも起こりますよ。返したことによるいろんな形の、今度はフィードバックがある。つまりどこが点数のミスですとかいうことじゃないことが起こってくると思う、私は。それを想像しないといけない。入試ですから。だから、不合格の人から相当出てきますからね、いろんなことが。

だから、その辺のところ、どれだけの何か、今は起こり得る予想っていうのをしてきたの決断なのかどうかが私は知りたかった。後で、今度は聞かせてもらいますけどね。だから、本市も考えを持っていたほうがいいと思いますよ。私は絶対反対です。

**【渡邊教育長】**

小原委員、何か。発言されてませんけど。

**【小原委員】**

違うところでよろしいですか。この報告の中の4ページのところで、採点誤りの原因の考察で、一番上のところに、採点時において前の採点者が間違っていないという先入観を持ちというところがあるんですけど、恐らくこれは、マークシートになればある程度のことが解消されていくのかなというふうには考えてますが。その下のほうの、ほとんどが集中力の妨げになるというよ

うな考察がついていて、5ページのほうの改善の取組には、環境整備というふうに、運用環境整備と運用方法について再点検というふうになってくるんですけども、現状の恐らく学校で採点を行うと思うんですけど、全ての学校がそれが可能な状況なのかということで、学校のほうでそれを考えるのは、それも構わないんですけども、やはり最終的に教育委員会のほうで、そういう環境になっているのかどうかという検証は入れないと、また同じ状況に陥る可能性があるんですよ。

どちらかという、やっぱり場所を分けてとかって、さまざまな方法が取られるとは思いますが、学校の考え方は、それはそれで尊重しますが、客観的に見たときにどうであるかということも考慮していただきたいと思います。それがないと、その学校、単体の学校だけの思い込みでは休憩も集中力も、休憩時間もきちんと取れて、余計な雑音が入らない採点状況だったというふうに言い切れなくなるので、その辺は注意していただければと思います。

### 【渡邊教育長】

それでは、少しまとめてみましょうか。

まず、今日は本市としての再発防止に向けた取組ということで説明があったわけです。その再発防止の中で、本市としてはどういった原因が考えられるんだろうか、それに対して、どんな改善策が必要なんだろうかっていうことが考察されていたわけですね。その中として、県があわせて対策を出してきたわけですが、採点ミスを少しでも少なくするために、また作業を少し軽減するというところでマークシートなども考えられてきた、これを出されてきたというわけになるかと思えます。

ただ、今、小原委員からお話がありましたように、そもそもそういった採点の際の環境づくりについては、しっかりと整えていかなければいけないし、学校任せではなくてですね、ときに教育委員会が指導したり、支援したりする必要もあるんじゃないか、そういった御発言があったというふうに思います。

そもそも、誤りをどのように防ぐかっていうところの議論がですね、答案のときの返却の話になりますと、そもそもそれが採点誤りの防止策なのかどうかというところで、委員さんから御発言があったように思います。

返すことがセーフティネットなのかというお話もありましたし、実際に合格発表を行った後に返却をするということで考えると、発表後に返したものについて、また改めて合否を明らかにするということになりますと、再度そこでの混乱が生じるのではないかという、趣旨のお話があったというふうに思います。

それから、単に誤りの防止の問題ではなくて、吉崎委員からは学校間の比較であるとか、それから採点基準についての疑義が生じるおそれがたくさん出てくるんじゃないだろうか。また、そもそもそういった疑義を防いだりすることによって気持ちが向くと、作問そのものが、本来問うべき学力を図る作問ではなくなるおそれがあるんじゃないだろうかというようなお話がございました。

また、これまで採点の基準が学校の裁量に任されている部分があるというふうなお話もございましたけれども、それがどこまで学校の裁量で扱えるようになるのか、そのあたりも大変心配されるのではないかと御発言もあつたところでございます。

また、指導課長から、まだ県から正式な説明ではなくて、まず教育委員会の資料として出され

た資料だからというふうなお話もございましたので、今後、県とはさまざま協議する機会があるかと思しますので、今、委員さんから出された心配されている点などについては、しっかりと県のほうに伝えてですね、よりよい入試制度をつくっていかねばいけないというふうに思いますので、それを改めて、今後、県に伝えさせていただくということで、きょうの議論については、ひとまず終結させていただきたいと思しますので、よろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。よろしくをお願いします。

**【渡邊教育長】**

では、県に対してそういった意見などをしっかりと伝えていくということを確認した上で、ただいまの報告事項 No. 3については、ひとまず承認させていただいてよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

ではそのような扱いをさせていただきます。

## 9 議事事項 I

### 議案第 19号 平成 29 年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

**【渡邊教育長】**

では、次の「議案第 19号 平成 29 年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）について」こちらにつきまして、引き続き指導課長をお願いいたします。

**【渡辺指導課長】**

それでは、議案書の「平成 29 年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）」をごらんください。説明にあたりましては、限られた時間でございますので、主な項目を中心に進めさせていただきます。

まず「1の募集の区分」についてでございますが、「全日制の課程」と「定時制の課程」で募集をいたします。

次に、「3の学区の確認」については、必要な事項を定めた規則が別にご覧いただけますので、資料 1 の「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則の抜粋」をごらんください。

川崎市立高等学校の学区については、第 2 条にある通り、「普通科」に係る学区は「川崎市内全域」とし、第 2 条の第 2 項にある通り「普通科を除く学科」、具体的には工業科や商業科などの「専門学科に係る学区」については「神奈川県内全域」といたします。また、第 4 条の「就学の特例」として、普通科においても市外から志願することができる条項といたしまして、市内を除く「県内に住所を有する者」については、「高等学校第 1 学年の入学者選抜に志願する」ことができると

し、この場合において入学を許可される者の数は「募集定員の8%以内」といたします。

議案の1ページにお戻りください。次に「5の募集期間」について御説明いたします。「募集期間」としましては、表にございます通り、「共通選抜」については平成29年1月30日から2月1日まで、「定通分割選抜」については3月2日と3日の二日間といたします。「定通分割選抜」とは、夜間の定時制と通信制で選抜の機会をさらに確保するため、共通選抜の後に実施するものです。

また「6の志願」についてでございますが、これにつきましては、2ページの「(2) 志願の範囲」の中の「第2希望」に関する内容を、このたび県立高校の実施要領に準じて変更いたしました。これまでは「工業に関する学科」においてのみ、同じ高校の他の工業に関する学科への「第2希望」を認めて参りましたが、平成29年度は、工業に関する学科に加え、「定時制の課程(二部制)」においても、「同じ高校の他の部に第2希望として志願することを認める」といたしました。これは、これまで川崎総合科学高校の工業系の学科の間でのみ可能であった「第2希望」が、平成29年度は川崎高校定時制の昼間部、夜間部の間においても認められることとなります。

具体的には、川崎高校定時制の昼間部を第1希望、夜間部を第2希望として志願し、昼間部では不合格となった受検生が、夜間部の合格者数が募集定員に満たなかった場合には、夜間部での選考の対象となり合格となる場合もあるというものです。

「7の志願変更」については、その期間を「共通選抜」では平成29年2月6日から2月8日までの三日間、「定通分割選抜」は3月6日と7日の二日間といたします。

次に「9の選抜のための検査」については、全日制は原則として国語、社会、数学、理科、英語の5教科と面接、必要に応じて特色検査を実施するものといたします。定時制は、国語、数学、英語の3教科と面接、必要に応じて特色検査を実施するものといたします。

次に3ページの「10の検査等の期日」でございますが、(1)の「共通選抜」においては、「学力検査」を平成29年2月15日、「面接」を2月16日と17日、「特色検査」を2月15日、16日、17日とし、「合格発表」を2月28日といたします。(2)の「定通分割選抜」におきましても同様の検査を平成29年3月14日、および15日にて実施し、「合格発表」を3月22日といたします。

次に「11の二次募集」でございますが、「二次募集」は合格者が募集定員に満たなかった場合にのみ、教育長が必要と認めて行うものといたします。また、「二次募集の志願資格」を「平成29年度入学者選抜における国立、公立、私立高校の合格者になっていない者」としておりますが、これは進学先がまだ決まっていない受検生に配慮した措置でございます。

次に資料1をおめくりいただき、資料2をごらんください。

こちらは、本日御審議いただく議案の要綱(案)に関連いたします「平成29年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜の概要」でございます。本市におきましても、同様に実施するものでございますので、こちらについても御説明をさせていただきます。

入学者選抜の方法としましては、「共通選抜」と「定通分割選抜」の2つの選抜がございます。全日制と昼間の時間など特別の時間を有する定時制では、「共通選抜」において募集定員の全てを募集して選抜いたします。一方、昼間の時間など特別の時間を有しない夜間部だけの定時制は、「共通選抜」においては募集定員の8割を募集・選抜し、後日行われる「定通分割選抜」にて残りの人員を募集・選抜いたします。

次に資料をおめくりいただき資料3をごらんください。「平成29年度川崎市立高等学校の募集

形態」についてでございますが、まず平成29年度の川崎市立高校の再編の状況について御説明申し上げます。平成29年度の川崎市立高校については、校名変更及び学科改編などの変更がございます。校名変更については、「商業高校」の名称を「幸（さいわい）高等学校」に変更いたします。また、学科改編については、現在の商業高校全日制に普通科を新たに設置するとともに、商業高校定時制の商業科を川崎総合科学高校の定時制に移行することで、商業高校の定時制課程を廃止いたします。

資料3の表については、これらの市立高校の変更点を反映し、本日の議案である要綱（案）の内容をもとに、平成29年度の市立高校における募集形態をまとめたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【渡邊教育長】**

はい。説明は以上でございますけれども、何か御質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、議案第19号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第19号は原案のとおり可決いたします。

議案第20号 平成29年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）

議案第21号 平成29年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱（案）

議案第22号 平成29年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）

議案第23号 平成29年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の募集及び選抜要綱（案）

議案第24号 平成29年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱（案）

議案第25号 平成29年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱（案）

**【渡邊教育長】**

続きまして、議案第20号からですが、「議案第20号 平成29年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）」、「議案第21号 平成29年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱（案）」、「議案第22号 平成29年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）」、「議案第23号 平成29年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の募集及び選抜要綱（案）」、「議案第24号 平成29年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱（案）」、「議案第25号 平成29年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱（案）」、

「議案第25号 平成29年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱（案）」、以上でございますが、これらはいずれも特別支援学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）に関する議案でございますので、審査のほうは一括して行いたいと思いますが、御異議ございますでしょうか。

**【各委員】**

<異議なし>

**【渡邊教育長】**

それでは、今申し上げました議案第20号から議案第25号まで、一括して審議いたします。説明を指導課担当課長お願いいたします。

**【増田指導課担当課長】**

それでは、よろしくお願ひいたします。

はじめに、川崎市立特別支援学校の現状について説明させていただきます。別紙資料をごらんください。その四角の囲みにありますように、川崎市立特別支援学校は分校を含め4校ございます。それぞれ議案番号もつけてございますので御確認ください。川崎区に田島支援学校高等部と小中学部である田島支援学校桜校、中原区に聾学校、高津区に中央支援学校がございます。田島支援学校は、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併せ持つ特別支援学校で、訪問教育部門も設置されております。中央支援学校は、大戸小学校・稲田小学校の敷地内にそれぞれ小学部の分教室があり、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門があります。また高津区にあります本校には知的障害教育部門の中高等部と中原区の聾学校内に高等部分教室を設置しております。聾学校は、聴覚障害教育部門の特別支援学校で幼稚部から高等部までございます。

はじめに議案第20号をごらんください。「平成29年度 川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）について」御説明いたします。

まず、1の志願資格についてでございますが、（1）前期入学者選抜の志願資格を有する者は、アからオの全てに該当する者いたします。ア本人及び保護者が市内に居住する者、イ中学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者、ウ知的発達の遅滞の程度が、次の①又は②のいずれかに該当する者、エ志願しようとする特別支援学校の指定地域・調整地域に居住している者、各特別支援学校の指定地域・調整地域は別表の通りとします。5ページ上段の別表をごらんください。知的障害教育部門の指定地域・調整地域につきましては、平成28年度入学者募集から川崎市立田島支援学校につきましては、中原区を調整地域とし、指定地域からの志願者が募集人数に満たないとき、志願変更期間内で中原区B2手帳取得者等の志願者の受検を受け入れるものでございます。これは、中央支援学校の希望者が増加したこと、田島支援学校の校舎が平成26年度に改築されたことによります。平成29年度の入学者募集につきましても同様と考えております。1ページに戻りまして、オ 特別支援学校で実施する前期入学者選抜に係る特別支援学校への志願資格を確認するための志願相談を済ませた者としております。

（2）の後期入学者選抜の志願資格を有する者は、（1）のアからウの全てに該当する者、及びイ 県内の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の平成29年度入学者選抜を志願した者の

うち、入学が決まらなかった者、ウ 特別支援学校で実施する後期入学者選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者としてします。

次のページをごらんください。

2の募集人数につきましては、県教育委員会と連携を図りながら、今後、特別支援学校中学部3年生及び市内に居住する中学校3年生のうち、志願資格に該当し特別支援学校への入学を希望する生徒数を把握した上で、募集人数を定めてまいりますので、定まり次第、報告させていただきます。

3の志願日程及び受付時間につきましては志願相談の受付から募集期間まで前期選抜、後期選抜を含め(1)から(4)の通りでございます。後期につきましては、前期選抜で募集人数に満たないときのみ、後期募集を実施し、後期選抜を実施します。

次のページ、4の志願手続きについては(1)から(4)の通りでございます。

5の併願の禁止は県立特別支援学校も含めごらんのとおりでございます。

6の志願変更についてですが、志願調整期間内に募集人数より志願者が少ない学校への変更に関し認めるとしてします。その際には、指定された書類を新しい志願先に提出する。また、願書提出時に簡易な教育相談を実施することとしてします。

7選抜の日時及び場所につきましては、前期は平成28年12月8日木曜日、志願先の特別支援学校で実施いたします。前期選抜で募集人数に満たないときのみ、後期募集を実施しますが、その日時場所につきましてはごらんの通りでございます。予備日につきましては前期、後期ともごらんのよう学校が指定してまいります。

4ページをごらんください。

8の前期選抜の内容につきましては、学力検査、体力・運動能力検査、面接等から実施いたします。後期につきましては学校長が指定するものをします。

9の選抜結果の通知及び通知の日時、10の入学の許可、11の入学の手続きについてはごらんのとおりでございます。

5ページをごらんください。前期選抜、後期選抜とも志願者数が募集人数を上回った場合は図にありますように抽選を実施してまいります。この抽選の方法につきましても、県と同様の方法にしてございます。

続きまして、議案第21号をごらんください。「平成29年度 川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱(案)について」御説明いたします。

はじめに、川崎市立中央支援学校高等部分教室について少し御説明させていただきます。分教室は、川崎市立聾学校内に平成23年度に開設され、社会人として自立した生活を送っていくための社会性・自己管理能力・豊かな心を育てることを目標に、地域や時代のニーズに合った教育を実施しております。

それでは、1の志願資格をごらんください。前期入学者選抜の志願資格を有する者は、(1)のアからカ全てに該当する者としていたします。特にウ、軽度の知的障害等がある者とし、療育手帳B2を取得できる程度の者、エ 集団学習が可能であり、将来、企業等への就労を希望する者、オ 自力で通学できる者としております。後期入学者選抜の志願資格を有する者は、アからウの全てに該当する者としていたします。

2の指定地域と募集人数につきましては、川崎市全域を指定地域とし、募集人数は、他の特別支援学校同様、別に定めるとさせていただきます。

3の志願日程及び受付期間（1）志願相談受付期間から、次のページの（4）募集期間及び受付時間までごらんの通りでございます。

4の志願手続き、5の併願の禁止 次ページの6志願変更につきましてはごらんの通りです。

7の選抜の日時及び場所は、前期選抜では平成28年12月8日木曜日、前期選抜で募集に満たないときは後期選抜をごらんの日時で行います。8選抜の内容につきましては（1）から（4）の通りでございます。9の選抜結果の通知及び通知の日は12月12日としております。10入学の許可 11の入学の手続きはごらんのとおりでございます。

続きまして、議案第22号をごらんください。「平成29年度 川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）について」御説明いたします。

1の志願資格についてでございますが、以下の（1）から（2）の両方に該当し、（3）のア、肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者 イ、肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者のいずれかに該当する者とし、（4）の志願相談を済ませたものとしします。

2の指定地域と募集人数につきましては、指定地域は、川崎区と幸区の一部となります。募集人数につきましては、定まり次第、教育委員会へ報告させていただきます。

次に3の志願日程及び受付時間、次ページ4の志願手続、5の併願の禁止、はごらんの通りです。

6の選抜の日時及び場所、選抜の予備日につきましては、ごらんと通りでございます。

3ページをごらんください。7の選抜の内容につきましては、（1）学力検査（2）体力検査、体幹・上肢・下肢の運動能力検査（3）「面接」等を実施いたします。

8の選抜結果の通知及び通知の日時、9の入学の許可、10の入学の手続き等はごらんのとおりでございます。

続きまして議案第23号をごらんください。「平成29年度 川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）について」御説明いたします。

訪問教育とは、通学することが困難な生徒に対して、教員が、自宅等を訪問し、教育を行うものでございます。

1の志願資格につきましては、（1）から（4）のとおりでございますが、特に（3）重度の知的障害者、重度の肢体不自由者又は慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して、医療若しくは生活規制を必要とする程度の者で、通学することが困難であると認められ、在宅等での教育を受けることが可能な者としております。

2の募集地域は川崎区と幸区の一部としており、募集人数は、別に定めます。

次のページをごらんください。3の志願日程及び受付時間、4の志願手続き、5の併願の禁止 次ページ6志願変更はごらんのとおりでございます。

7の選抜日時及び場所は、平成28年12月8日木曜日を予定していますが、学校へ来校することが難しい場合も想定されますので、校長が指定する日時及び場所といたします。

8の選抜の内容、9の選抜結果の通知及び通知の日時、10の入学の許可、11の入学の手続きは、ごらんのとおりでございます。

続きまして、議案第24号をごらんください。「平成29年度 川崎市立聾学校幼稚部入学者の募集及び選抜要綱（案）について」御説明いたします。

1の志願資格は、原則として(1)から(4)の全てに該当する者といたします。(1)平成25年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者、(2)原則として本人及び保護者が市内に居住する者、(3)両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者、(4)市立聾学校で実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者としております。

(2)におきまして原則としてという表現を使いましたのは、聾学校は、県内に4校しかないため、横浜市に在住する聴覚障害幼児のうち、川崎市に近く横浜市立ろう特別支援学校へ通うのが困難な者が入学する場合がありますためでございます。又、逆に本市の聴覚障害幼児が、横浜市立ろう特別支援学校や神奈川県立平塚聾学校に入学する場合もあり、神奈川県や横浜市との連携のもとに聴覚障害教育が行われているためでございます。

2の募集地域につきましては先の理由で原則として川崎市全域とさせていただきます。

3の募集人数は、別に定めます。

4の志願日程及び受付時間、次ページ5の志願手続きはごらんの通りでございます。

6の併願の禁止についてでございますが併願を禁止し、県立特別支援学校を含めて志願する学校は1校といたします。

7の選抜の日時は平成29年1月26日(木)10時から12時とし、場所につきましては聾学校で行います。

8の選抜の内容につきましては、健康診断、総合観察、保護者面接等を実施いたします。

9の選抜結果の通知及び通知の日時、10の入学の許可、11の入学の手続きにつきましてはごらんのとおりでございます。

次に議案25号川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱でございますが、1の志願資格につきましては、(1)から(4)の全てに該当する者といたします。(1)原則として本人及び保護者が市内に居住する者、(2)中学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者、(3)両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者、(4)市立聾学校で実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者としております。

2の募集地域は原則として川崎市全域としております。原則としたことにつきましては、幼稚部の募集と同じ理由でございます。

3の募集人数は、普通科、ライフクリエイト科ともに別に定めます。ライフクリエイト科は、生徒の障害状況や多様な進路希望にも柔軟に対応しパソコンの技能習得にも力を入れながら環境・福祉・フードデザイン等の広がりを持った教育課程を実施しております。

4の志願日程及び受付時間、次ページ5の志願手続き、6の併願の禁止はごらんのとおりでございます。

7の選抜の日時は、平成29年1月19日木曜日に場所は聾学校で行います。

8の選抜の内容は、学力検査と面接等から実施いたします。

次のページをごらんください。9の選抜結果の通知及び通知の日時、10の入学の許可、11の入学の手続きにつきましては、ごらんのとおりでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第20号から議案第25号まで一括して説明をいただきました。審議につきましても、先ほど申し上げましたように、一括で御審議いただきたいと思いますが、どちらからでも結構でございますので、御質問等がございましたらお願いいたします。

【小原委員】

すみません、文字について。

【渡邊教育長】

はい、どうぞ。

【小原委員】

議案第24号、1の志願資格(3)、一番右側の「補聴器等の使用」の「に」が抜けているので、「に」を入れてください。

【増田指導課担当課長】

失礼いたしました。ありがとうございます。

【小原委員】

お願いします。

【渡邊教育長】

文字が落ちていましたね。

【増田指導課担当課長】

はい。

【渡邊教育長】

特に御不明な点がないようでしたら、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【渡邊教育長】

それでは、議案一つずつ採決を行いたいと思います。

まず、議案第20号についてでございますが、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第20号は原案のとおり可決いたします。  
次に、議案第21号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第21号は原案のとおり可決いたします。  
次に、議案第22号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第22号は原案のとおり可決いたします。  
次に、議案第23号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第23号は原案のとおり可決いたします。  
次に、議案第24号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第24号は原案のとおり可決いたします。  
次に、議案第25号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第25号は原案のとおり可決いたします。

議案第26号 川崎市重要歴史記念物（鷲ヶ峰遺跡旧石器時代出土品）の指定について

### 【渡邊教育長】

それでは、次の議案に移ります。

「議案第26号 川崎市重要歴史記念物（鷺ヶ峰遺跡旧石器時代出土品）の指定について」の説明を、文化財課長お願いします。

### 【服部文化財課長】

川崎市重要歴史記念物（鷺ヶ峰遺跡旧石器時代出土品）の指定について御説明いたします。

議案第26号をごらんください。1ページは川崎市重要歴史記念物の指定についての告示（案）でございます。続いて2ページから16ページまでが指定申請書でございます。続いて17ページに教育委員会から文化財審議会への諮問書がございまして、次の18ページが文化財審議会から教育委員会への答申書でございます。19ページ以降が指定についての説明資料でございます。

まず、指定の手続きについて御説明いたします。19ページをごらんください。「1 文化財の指定について」でございますが、文化財は文化財保護法第3条により「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」と規定されておきまして、各地方自治体におきましては地域の歴史や文化を正しく理解するために必要な文化財を指定して、保存及び活用を図っているところでございます。

次に、「2 川崎市文化財保護条例の『指定』について」でございますが、本市におきましては川崎市文化財保護条例第2条により、市内にある文化財のうち、国又は県が指定する文化財以外の文化財で、特に保存及び活用の必要があると認めるものについて、教育委員会が指定することができることを定めております。

このうち、今回指定申請のありました鷺ヶ峰遺跡旧石器時代出土品につきましては、第2条第1号の市重要歴史記念物のうち、考古資料に該当いたします。教育委員会では、これまでに市内の遺跡から出土した考古資料のうち、本市の歴史を解明するうえで重要な資料について、順次市重要歴史記念物に指定をまいりました。22ページの参考資料をごらんください。こちらがこれまでに指定してまいりました考古資料の一覧でございます。

恐れ入りますが、19ページにお戻りください。次に「3 指定の申請」でございますが、20ページにかけてごらんください。鷺ヶ峰遺跡旧石器時代出土品につきましては川崎市文化財保護条例施行規則第2条に基づき、所有者である川崎市長から指定申請書が提出されたものでございます。

次に、「4 教育委員会から文化財審議会への諮問」でございますが、平成28年2月9日開催の教育委員会定例会におきまして御審議いただき、川崎市文化財保護条例第3条第2項に基づき、鷺ヶ峰遺跡旧石器時代出土品の市重要歴史記念物の指定について教育委員会から文化財審議会に諮問したものでございます。

次に、「5 文化財審議会から教育委員会への答申」でございますが、教育委員会からの諮問に基づき、平成28年5月12日開催の文化財審議会において審議しました結果、鷺ヶ峰遺跡旧石器時代出土品は市重要歴史記念物にふさわしいので指定するよう、教育委員会に答申がなされたものでございます。

次に21ページをごらんください。「6 今後の手続きについて」でございますが、文化財審議会からの答申を受けまして、本日の教育委員会にて御審議いただき、市重要歴史記念物の指定につ

いて決定をいただきましたら、川崎市公報に指定について告示を行うとともに、関係者・関係機関に通知する予定でございます。

なお、23ページから28ページをごらんください。川崎市内所在指定文化財等一覧表でございます。現在、川崎市内には国指定文化財17件、神奈川県指定文化財27件、川崎市指定文化財110件がございますが、今回「鷲ヶ峰遺跡旧石器時代出土品」が新たに川崎市重要歴史記念物に指定されますと、川崎市指定の文化財件数は111件となります。

それではここで、鷲ヶ峰遺跡旧石器時代出土品の概要について御説明いたします。3ページをごらんください。出土品の所在地は川崎市中原区等々力1番2号の川崎市市民ミュージアム、所有者は川崎市、指定区分は川崎市重要歴史記念物の考古資料、年代は旧石器時代、数量は一括で詳細は内訳のとおりでございます。

次に7ページの下第2図の地図をごらんください。鷲ヶ峰遺跡の場所でございますが、宮前区の北西部にあたる菅生ヶ丘の丘陵の尾根上に立地しておりまして、第1地点と第2地点に分かれております。

第2図の右側の土層図をごらんください。鷲ヶ峰遺跡旧石器時代出土品は、関東ローム層の立川ローム層から発見されたもので、上の三角の深さから約2万3千年前の生活の跡である第I文化層の石器群が発見されまして、さらに下の三角の深さから約3万数千年前の生活の跡である第II文化層の石器群が発見されております。

次に15ページをごらんください。こちらが第1地点から出土した第I文化層の石器群で、木や骨などの加工に使用した石器やものを切るのに使った石の剥片などがございます。

次に16ページをごらんください。上が第2地点第I文化層の石器群、下が第2地点第II文化層の石器群でございます。それぞれ槍のように使った石器や木や骨などの加工に使用した石器などがございます。出土した石器の点数は、第1地点と第2地点の第I文化層が43点、第2地点の第II文化層が52点の合計95点で数量的には決して多くはありませんが、ナイフ形石器文化の前半と後半のそれぞれの文化段階の特徴をよく表しておりまして、出土状況からも、旧石器人が集団で移動しながら生活していた様子の一端を伺うことができ、本市の旧石器時代の生活を明らかにする上で貴重な一括資料として、高い学術的価値を有するものがございます。

なお、本日は川崎市市民ミュージアムから鷲ヶ峰遺跡旧石器時代出土品の主な石器を持ってまいりましたので、間近で御観察いただき御審議いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 【渡邊教育長】

はい。以上のとおりの説明でございますが、実際の出土品がこちらに届いているようでございますので、ごらんいただきながら審議いただければと思います。

#### 【中本委員】

この石はどこから持ってこられているものなんですか。黒曜石っぽいのはないですね。

#### 【服部文化財課長】

はい。第1地点と第2地点はチャートと頁岩を含む多摩川で採取できる石材です。

【中本委員】

チャート。あります、あります。  
あれがこれですか。

【服部文化財課長】

はい。これが多摩川で取れるチャートです。

【中本委員】

火花が出るやつだ。叩くと。

【服部文化財課長】

はい、そうです。

あとはこうした頁岩ですので、多摩川流域の、いわゆる身近にある在地の石材を使っておりますが、ただ、こちらの第2地点の第Ⅱ文化層、3万数千年前のものはバラエティがありまして、黒曜石があったりですとか、北関東系の石材とか、非常にバラエティに富んでいます。

あとは相模野台地といいますか、県央部の相模川流域で取れる凝灰岩も入っております。いろんなところからの石材が使われております。

【中本委員】

こっちのほうに住んでいた人たちだな。すごいな。  
旧石器時代の遺跡は、川崎市はたくさん出ているんですか。

【服部文化財課長】

現在、川崎市内では10か所、神奈川県内では600か所以上の遺跡が発見されております。決して川崎市内では多くはございませんが、その中でも鷺ヶ峰遺跡の旧石器時代出土品は数少ない代表的な石器群でございます。

【吉崎教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

それでは、今いろいろと御質問があったようでございますので、議案第26号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第26号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

次からが非公開案件になりますが、傍聴人の方はもうお帰りですか。  
2時間経って、少し休憩を入れましょうか。大丈夫ですか。

【中本委員】

あとどのくらいありますか。

【渡邊教育長】

あと少しです。あと3件です。どうしましょうか。

【中本委員】

やっちゃいましょうか。

【渡邊教育長】

いいですか。はい。  
では、次からは非公開案件ということで審議を行ってまいります。

<以下、非公開>

## 10 報告事項Ⅱ

### 報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、野本庶務課長が説明した。  
報告事項 No. 4 は承認された。

## 11 議事事項Ⅱ

### 議案第27号 公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについての決定について（諮問番号第261号）

山田庶務課担当課長が説明した。  
渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第27号は原案のとおり可決された。

### 議案第28号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第28号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について」でありますが、本日は、こども未来局青少年支援室担当課長も出席されております。合わせて御説明を、生涯学習推進課長と合わせて、説明をよろしくお願いいたします。

**【池之上生涯学習推進課長】**

それでは、議案第28号、川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等につきまして御説明申し上げます。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等につきましては、5月10日及び5月25日の教育委員会におきまして御審議をいただいたところでございますが、本議案につきましては、これまでの会議に各団体からの推薦等が間に合わなかった、青少年教育施設専門部会委員の委嘱等につきましてお諮りするものでございます。

それでは、議案書をごらんください。表の左から、新たに委嘱等をする委員の選出区分、氏名、現職を記載してございます。このたびの委員の委嘱期間につきましては、平成28年6月24日から平成30年4月30日までの、おおむね2年間を予定しているところでございます。なお、議案第28号資料として、このたびの専門部会委員の委嘱等における関連法規として、川崎市社会教育委員会議規則の抜粋をまとめてございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**【渡邊教育長】**

今、説明をいただきました。御質問がございましたらば、お願いいたします。

**【中本委員】**

この委員に選ばれた、もしくはノミネートされた方というのは、たくさんの中から選ばれるんですか。それとも、さまざまお願いをしながら。

**【池之上生涯学習推進課長】**

選出区分がございまして、例えば1号委員であれば、小学校や中学校のほうに選出をお願いしており、2号、4号もそれぞれ選出母体となる団体のほうに選出をお願いし、お名前が上がってきた方をお諮りしているところでございます。

**【渡邊教育長】**

よろしいですか。

**【中本委員】**

すごくすばらしい活動を皆さんいつもなさっているんで、やってみたいなど、ちょっと思ったりしているんですけど。倍率高いのかなと、ちょっと思ったりして。すごい、いいテーマやってらっしゃるんですよ。

**【渡邊教育長】**

小原委員、何か、名簿をずっとごらんになっていますけど。

【小原委員】

3号は、市内在住の社会教育に関する経験を有する市民っていう枠で、選出区分ですよ。で市民委員っていう方は、公募ですか。

【池之上生涯学習推進課長】

はい、そうです。

【小原委員】

市民委員が公募ということは、社会教育に関する経験を有しているかどうかっていうのは、当然、確認をしているっていうことですか。

【池之上生涯学習推進課長】

はい。川端氏につきましては、黒川での経験がございまして、芳賀につきましては、八ヶ岳で、今、専門部会の委員をやられておりますので、そういった経験を加味しているところでございます。

【小原委員】

はい、わかりました、ありがとうございます。

【前田委員】

芳賀さんはずっと本当に川崎っていうね、それで体育館の横なので10数年来あれしてますけど。これ任期か何かあるんですか。何か長いような気がしないでもないんですけど。

【池之上生涯学習推進課長】

専門部会の委員の任期につきましては、専門部会の委員は臨時委員ということでございますので、この本議案の上段のところに、24日から4月30日までおおむね2年間ということで、始点は明日から、それから末日の4月30日につきましては、附属機関の社会教育委員の任期の末日が4月30日でございますので、その4月30日を末日としてお願いをしているということでございます。

【前田委員】

再選とか、そういうのは可能なんですか。

【池之上生涯学習推進課長】

30年の5月1日以降につきましては、また新たに選任していただくという形になります。

【前田委員】

とても熱心な方々で。

【渡邊教育長】

それでは、議案第28号ですが、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第28号は原案のとおり可決いたします。

## 12 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

(16時27分 閉会)